



高速しが

令和8年
(2026)
9月号

発行 滋賀県高速道路交通安全協議会：滋賀県高速道路交通警察隊

秋の全国交通安全運動が始まります！

運動の期間：9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間

運動の重点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底
- 4 横断歩道利用者ファースト運動の推進(県独自重点)

1 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

運転者は薄暗くなったら、早めに前照灯を点けましょう。

飲酒運転は犯罪です。

絶対に飲酒運転はやめましょう。

「ながらスマホ」は、周囲の危険に気づかず、前の車に衝突するなど、重大事故に繋がる危険行為ですので、絶対にやめましょう。



2 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

S A・P Aは、多数の車両の出入りがあるため、左右をしっかりと確認して歩きましょう。

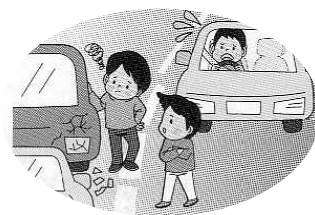
歩行者も、車両が後退し駐車枠から出る際は、運転手が歩行者に気付いていないことがあるため、車両の動きをよく確認しましょう。

※9月30日(水)「交通事故死ゼロを目指す日」

高速道路における緊急時の対処法！

① 絶対に道路上を不用意に歩き回らない！

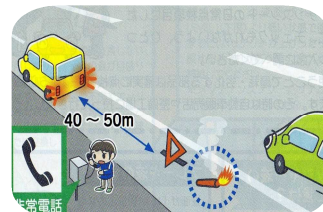
※車外へ避難中や事故当事者同士の話し合い中、路肩で修理中などに跳ねられる事故が多発しています。



② 後続車に合図する！

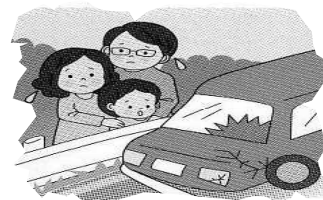
※後続車の運転手が気づいているとは限りません。

速やかに、ハザードランプ、発炎筒、停止表示器材等により後続車に知らせましょう。



③ 安全な場所に避難する！

※必ずしも車内は安全ではありません。運転者も同乗者も全員が通行車両に十分注意し、すみやかにガードレールの外など安全な場所に避難してください。



④ 避難してから通報する！

※110番・非常電話（本線上は約1km、トンネル内は約200mおきに設置）又は、道路緊急ダイヤル（#9910）から通報してください。



落下物は落とし主の責任です！

高速道路での積み荷の落下による乗り上げ事故が多発しています。

落下物は後続車両を巻き込む大事故に繋がります。

出発前の積み荷やタイヤのチェックはもちろん、長距離運送する時には、休憩時以外にもSA・PAで必ず積み荷の再点検をして下さい。

一人ひとりの心掛けが、落下物事故防止に繋がるので、確実な積み荷の確認をお願いします。



一人一人が交通マナーを守りましょう！！

